

e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用した代理送信に関するよくある質問

税理士がe-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用して登録申請手続を代理送信する場合のよくある質問についてお答えします。

なお、e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用して登録申請手続を代理送信する場合の操作方法は「[適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル～e-Taxソフト\(WEB版\(パソコン利用\)\)ver.～<税理士の代理送信版>](#)」をご覧ください。

Q 1. e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用して登録申請手続を代理送信するに当たって準備が必要なものはあるか。

A 1. 税理士がe-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用して登録申請手続を代理送信するに当たっては次のものの準備が必要です。

- 税理士本人の利用者識別番号及び暗証番号
- 日税連発行の電子証明書
- ICカードリーダライタ
- 関与先の利用者識別番号

Q 2. インボイス制度に関し、e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))で代理送信可能な手続はどのようなものか。

A 2. e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))で代理送信可能な手続は次のとおりです。

- 適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
- 適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用)
- 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- 適格請求書発行事業者の公表事項公表(変更)申出書

Q 3. 税理士がe-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用して代理送信を行う場合、誰の利用者識別番号でログインするのか。

A 3. 税理士の利用者識別番号でログインします。

代理送信を行う場合、登録申請手続選択後の画面において、関与先の情報を入力していただくこととなります。

Q 4. e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))を利用して代理送信できるのか。

A 4. e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))は、個人事業者向けのソフトウェアであるため代理送信はできません。

(参考) [登録申請手続におけるe-Tax対応の概要](#)

Q 5. 代理送信を行った場合、税理士が関与先の登録通知データを受け取ることができるのか。

A 5. 税理士が、e-Taxを利用して適格請求書発行事業者の登録申請書を作成する際に、「本申請に係る通知等についてe-Taxによる通知を受領すること」を希望した上で、必要事項を入力した税務代理権限証書を添付し、代理送信（又は単独送信）した場合には、関与先に通知される登録通知データを、税理士が代理受領することができます。

なお、税理士が登録通知データを代理受領するには、適格請求書発行事業者の登録申請書と税務代理権限証書の両方が電子で提出されている必要があります。

(参考) 代理受領の詳細と税務代理権限証書に入力に必要な事項等

[税理士が代理受領できる電子通知について](#)

[添付提出における税務代理権限証書の入力方法](#)

[単体提出における税務代理権限証書の入力方法](#)

[税理士及び税理士法人等向けによくある質問](#)

- [代理受領を希望した電子通知が確認できません。どうすればいいですか。](#)
- [一人の納税者の方に対し、複数の税理士が関与していますが、全員が電子通知を代理受領できますか。](#)
- [申告書等を送信した後に、その申告書等で通知される電子通知を代理受領する税理士を変更したい場合はどうすればいいですか。](#)

Q 6. 税理士は、どのようにして関与先の登録通知データが格納されたことを確認できるのか。

A 6. 事前に関与先の利用者情報に税理士のメールアドレスを登録しておくことで、登録通知データが格納されたときに登録したメールアドレスにお知らせメールが送付されます。

(参考) メールアドレスの登録方法

[「メールアドレス・宛名登録マニュアル～e-Taxソフト\(WEB版\(パソコン利用\)\)ver.～」](#)

Q 7. 個人事業者である関与先の登録通知データを確認するには関与先のマイナンバーカードがないと確認できないのではないのか。

A 7. 登録通知データは、個人事業者である関与先のマイナンバーカードがなくても、確認することができます。

※ 登録通知データの確認には関与先の利用者識別番号と暗証番号が必要です。

なお、Q5のとおり、税理士の方が代理受領の手続きを行っている場合は、税理士の方の利用者識別番号等でログインすることにより確認することができます。

(参考) 登録通知のデータの確認方法

[「登録に係る登録通知データ確認マニュアル」](#)

Q 8. 登録通知データには公表申出事項は印字されないのか。

A 8. 登録通知データには、法定の公表事項のみを印字し、「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地」などの公表申出事項は、印字されません。

(参考) 法定の公表事項

[インボイス制度に関するFAQ 問20](#)

Q 9. 登録通知データは印刷できるのか。

A 9. 登録通知データは、関与先の「メッセージボックス」の「通知書等」に格納されているデータを書面通知と同様の形式での印刷が可能です。

Q10. 登録通知データは、パソコンのデスクトップ等に保存することができるのか。

A 10. e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))をご利用の場合は、登録通知データをPDF形式で保存することができます。

また、登録通知データは、改ざんされていない(税務署の電子署名が付された状態)ことが確認できるXML形式のデータも格納されています。

Q11. 登録通知データはどのくらい保存されるのか。

A 11. 登録通知データは関与先の「メッセージボックス」の「通知書等」に1,900日(約5年間)保存されます。

なお、1,900日(約5年間)経過後は、既読・未読に関わらず削除されますのでご注意ください。

Q12. 登録通知データをe-Tax(電子データ)で受領することを希望したが、e-Taxでの受領ができない場合はあるか。

A 12. 登録通知データに表示される納税地、氏名や名称などにe-Taxで使用できない文字が含まれているなど、一部の場について登録通知データをe-Tax(電子データ)で受領することを希望された場合であっても書面通知となる場合があります、この場合、登録通知書は郵送されます。

なお、この場合であっても「メッセージボックス」の「お知らせ・受信通知」に書面通知となる旨のお知らせが格納されます。